

寛正五年六月九日

目代

花押

〔陰涼軒日錄〕寛正五年七月十四日、就當寺讓位○後段錢三百脫貫字○百下恐文而今日中可致皆濟之旨、夜前以伊勢備中守被仰出、仍嚴命于寺家、○都間盛都聞可勤之由被仰出也、昔年大德院月浦和尚、被出百五十貫文、今無其人、故捨五十貫文、自寺家可辨百貫文之由被仰出、雖然自寺家所出之三百貫文、尙以難辨、况月浦和尚之分被閣、則爲幸之由申之、依寺產多少被配當也、究明追可被仰出之由被仰出、先以爲喜也、十月廿七日、播州寶雲寺領、讓位段錢京濟之事、齋藤四郎右衛門伺之、

〔東寺百合古文書〕包紙 寛正五、七、廿四到來、

自新見莊

金子彈正左衛門尉

福本式部尉

宮田帶刀左衛門尉○中略

進上東寺公文所殿

畏申上候、

抑自守護方去廿五日御讓位○後段錢被申候而催促を大勢被入候、公私めいわく此事にて候、さ候間此方の事は、自先例守護不入之在所之事にて候を、今更かやうに催促候間、驚入存候、御百姓等は、中々使のあいしらい、ふつと申事あるまじく候と申候て、日々寄合仕候而使をおつたて申候て、其まゝ家をあけ候はんと、かたく申定之處を、先々相留候て、使を我々としてあいしらいさうヒ等を仕候、使大勢にていらんとも仕候間、談合申候て、守護代へ京都一注進之間、先御使をも御立候て給候へど、わび事之狀を政所殿より御つかはし候へども、使不被立候、風渡公文殿を上